

静岡理工科大学 障害学生修学支援規程

平成31年 3月19日 制定

(目的)

第1条 本規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、その他の法令の定めに基づき、静岡理工科大学における障害学生支援に関する基本方針に即して修学支援に係る基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「障害学生」とは、身体障害、発達障害、精神障害その他の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当程度の制限を受ける状態にある学生をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、最高管理責任者として障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の支援方策等を推進する責務を有する。

(学生部長の責務)

第4条 学生部長は、監督責任者として、学長の命を受け、障害学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の修学における支援方策等の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害学生の修学支援のため、修学支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。委員会については別に定める。

2. 支援は、関係部署等と調整の上、委員会により策定された支援計画に基づき、障害学生が所属する学科が主たる責任を持って行うものとする。
3. 学生相談室、医務室、修学支援室等は、修学支援が支援計画に基づき行われるよう協力連携するものとする。

(支援の申し出)

第7条 障害学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学での制限を緩和するために必要な支援の要請を申し出ることができる。

第8条 支援の申し出は、修学支援室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、委員会に報告しなければならない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局学生事務部学務課が行う。

(雑則)

第10条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃手続きは、委員会の議を経て、大学評議会が審議する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。